

市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの提案書記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書に記載する内容は、提案書作成要領に定める。

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の経験及び業務実施能力等
- (2) 業務実施方針及び手法
- (3) 事業趣旨の理解度等
- (4) 機能別評価

(市民の「声」の分析機能及び政策検討支援機能)

- (5) システム要件等
- (6) システム運用・保守
- (7) セキュリティ管理
- (8) 効果測定
- (9) 企業としての取組

2 評価事項に関する評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト等の詳細は「評価基準」で定める。また、委託の内容に適合した履行を確保するため、必要に応じて評価基準において失格基準を設けることができる。

- 3 提案者が4者を超えない場合は、提案に対する評価は提案書及びヒアリングを基に評価し、評価点の総計により最も優れた提案を行った者を候補者として選定する。
- 4 提案者が4者を超える場合は、提案に対する審査は二段階とし、一次審査では提案書に基づいて実施し、書類審査により評価点が高い順に二次審査の対象となる4者を選定する。二次審査では、二次審査の対象となる者に対してヒアリングを実施したうえで、改めて提案書及びヒアリングを基に評価し、二次審査における評価点が高い順に1者を候補者として選定する。一次審査及び二次審査において評価点数が同点となる提案があった場合は、評価委員による審議のうえ順位を決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 6 候補者の選定にあたって、評価点の総計が同点の場合は、評価委員による採決により特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) ヒアリングの実施及び評価
 - (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|---|
| 委員長 | 行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室長 |
| 副委員長 | 行財政局行政イノベーション推進室長 |
| 委員 | 行財政局行政イノベーション推進室改革推進担当部長
行財政局行政マネジメント課担当課長
政策経営・国際戦略局経営戦略部経営戦略課担当課長
市民局区政支援部区政イノベーション課長
市民局広聴相談課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員を指名し、又は委員を変更することができる。
 - 5 評価委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 6 委員長は、評価結果を行財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 7 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 行財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年9月25日から施行する。